

和歌山信愛短期大学公的研究費内部監査規程

(目的)

第1条 本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）における内部監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。
- 二「通常監査」とは、監査を実施する年度において、本学に所属する研究者が研究代表者として交付を受けている全ての研究課題を対象とした、通常の監査をいう。
- 三「リスクアプローチ監査」とは、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めた監査をいう。
- 四「内部監査部門」とは、公的研究費のモニタリング及び監査を行うために、最高管理責任者が設置する部門をいう。

(内部監査室)

第3条 最高管理責任者（理事長）の直轄的な組織として、学校法人和歌山信愛女学院内に公的研究費内部監査室を置く。

(構成員)

第4条 内部監査室の構成員は、理事長が指名し、学長が決定する。

(モニタリング及び内部監査)

第5条 公的研究費の管理及び事務の取り扱いについて、内部監査室はモニタリング及び内部監査を年1回実施する。

- 2 内部監査室は監査手順を示したマニュアルを作成しなければならない。
- 3 内部監査室はモニタリング及び内部監査を通じて不正発生要因を分析しなければならない。また、把握された不正発生要因に対応した監査計画を立案しなければならない。
- 4 内部監査室は監事及び会計監査人と密に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。
- 5 内部監査室は監査報告書を毎年度定期的に最高管理責任者に提出しなければならない。
- 6 内部監査室は不正が発生するリスクを軽減するため、必要に応じて重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施しなければならない。

(監査の対象)

第6条 監査の対象は、本学の公的研究費に係る業務全般とし、通常監査、リスクアプローチ監査の2種類を実施する。

(監査事項)

第7条 監査事項は次のとおりとする。

(1) 通常監査

- ①直接経費の管理状況の確認
- ②設備等に係る事務等の確認（寄付受入、資産登録等）
- ③公的研究費の使用に関する書類の整理・保管状況の確認
- ④本学の諸規程に従った執行状況の確認
- ⑤その他通常監査に係る必要な事項

(2) リスクアプローチ監査

- ①研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）に関するヒアリング
- ②非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- ③納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
- ④研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング
- ⑤取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認

(実施の通知)

第8条 内部監査部門は、監査の実施にあたり、原則として被監査対象者に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を事前に通知するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年3月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

内 部 監 査 報 告 書

和歌山信愛短期大学
学 長 殿

和歌山信愛短期大学公的研究費内部監査規程に基づき、令和 年度(令和 年
4月1日から令和 年3月31日まで)における公的研究費について監査の結果、
適正にして相違ないと認めます。

☐ 通常監査

☐ リスクアプローチ監査

令和 年 月 日

和歌山信愛短期大学

内部監査室

印